

2024年4月

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

「外国為替および外国貿易法」への対応について

当社は、「外国為替および外国貿易法（以下、外為法）」に基づく経済制裁措置を確実に行うため、外為法第17条に従い、お客さまの送金取引が外為法の規制対象取引ではないことの確認を実施しております。

なお、当社からの依頼にご対応頂けない場合や、確認した内容によっては、お手続きをお断りすることがありますので、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

【主な規制対象取引】

1. 「資産凍結等経済制裁対象者」との取引

- ・対象者の詳細は財務省のホームページをご参照ください

[経済制裁措置及び対象者リスト（財務省 HP）](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html)

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

なお、資産凍結の対象となるロシア・ベラルーシの団体（ロシア中央銀行を除く）により株式等を50%以上直接所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く）も資産凍結の対象です。送金のご依頼に際しては受取人及びご依頼人の親会社等が当該団体に該当しないことをご確認ください。

2. 北朝鮮に住所等を有する個人等（以下①～④）に対する支払

- ① 北朝鮮に住所もしくは居所を有する自然人
- ② 北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体
- ③ 上記②の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ④ 上記①または②により実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む）

なお、人道目的かつ10万円以下の場合等、一部例外として取り扱い可能な取引もございますので、該当する場合はご申告ください

3. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」に該当する取引

- ・北朝鮮を原産地または船積地域とするすべての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの

4. 北朝鮮の核開発等に関連する「資金用途規制」に該当する取引

- ・「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連またはその他の大量破壊兵器関連の計画または活動に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの

5. イランの核開発等に関連する「資金用途規制」に該当する取引

- ・「イランの核活動または核兵器運搬手段の開発に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの

6. ウクライナ情勢をめぐる措置に係る支払等

(1) ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の発行等に係る支払等

- ① ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡
- ② ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集
- ③ ロシアの特定銀行（当該銀行により株式の総数又は出資の総額に占める割合の百分の五十以上を直接に所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）を含む。）による本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る。）の発行又は募集
- ④ 上記②及び③に掲げる発行又は募集のための労務又は便益の提供

(2) ロシア・ベラルーシ向け特定技術・サービス等に係る支払等

- ① ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供（令和4年3月18日以後に開始される取引に限り、公知の技術を提供するものを除く。以下②に置いて同じ。）
- ② ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ③ ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務又は便益の提供（令和4年9月5日以後に開始される取引に限り、本邦居住者による出資比率が10%以上の法人等、本邦居住者との間に永続的な経済関係がある法人その他の団体に対し提供するものを除く。以下④において同じ。）
- ④ ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業に係る労務又は便益の提供

※ 上記③のうち、ロシア居住者等との間の信託契約（当該ロシア居住者等から受託するものに限る。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引については、別途、資本取引として規制対象

(3) ロシアおよびロシア法人等に対する対外直接投資に係る支払等

- ① ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資（令和4年5月12日以後に開始される対外直接投資に限る。以下同じ。）
- ② ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資

※ 出資比率が10%以上の外国法人に対するものなど、外国法人等と永続的な経済関係を樹立するために行われる証券の取得、金銭の貸付、支店・工場等の設置・拡張に係る資金の支払が対外直接投資規制の対象。また、居住者が非居住者と共同設立する組合その他の団体への上記①及び②に相当する支払についても規制対象。

7. 他者と共同設立する組合その他の団体による特定事業活動に係る支払等（経済制裁以外の支払規制）

- ・ 居住者が本邦から外国に向けて行う、外国における以下の特定業種の事業活動*にあてるための支払

*「特定の業種の事業活動」とは、漁業（水産動植物の採捕の事業）、皮革または皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業で、事前届出を要する対外直接投資に該当する事業をいう。

【お客さまへのお願い】

1. 外国送金のお申込に際しましては、次の①②を合わせてご申告いただきますようお願い申し上げます。
 - ① 「送金目的」および送金目的が輸入／仲介貿易の決済の場合は「原産地」「船積地」「商品の仕向地（仲介貿易の場合）」
 - ② お取引が「外為法上の規制対象取引」に該当しないこと
2. ご依頼人、またはお受取人の詳細な情報（氏名・名称、住所・所在地、実質的支配者等）、仕向地、相手方金融機関に関する情報を確認させていただくことがあります。

以 上